

第44期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成30年5月24日（木曜日）
午前10時

開催
場所

栃木県宇都宮市西川田本町三丁目1番1号
本社ビル2階多目的ホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第7号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的内容決定の件

目次

第44期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
連結計算書類	16
計算書類	19
監査報告書	22
株主総会参考書類	25
株主総会会場ご案内図	裏表紙

株式会社 **カンセキ**

証券コード：9903

株 主 各 位

栃木県宇都宮市西川田本町三丁目1番1号

株式会社カンセキ

代表取締役社長 大田垣 一郎

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年5月23日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 栃木県宇都宮市西川田本町三丁目1番1号
本社ビル2階 多目的ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第44期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第44期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的内容決定の件

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

1. 添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kanseki.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kanseki.co.jp>) に掲載しておりますので、本株主総会の添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「6.会社の体制及び方針」

②連結計算書類の「連結注記表」

③計算書類の「個別注記表」

なお、本招集ご通知に記載されている添付書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。併せて、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）における我が国経済は、長引く世界的な政情不安や近隣国との緊張が続く中、好調なアメリカ経済に牽引され、低いながらも比較的安定した成長が続いております。一方で企業業績・雇用に関しては一定の良化傾向が見られるものの、個人所得・消費の改善については依然として先行きの見えない不透明な状況が続いております。

この様な中、当社グループは地域のお客様の「生活の快適創造」に繋げる体制づくりを推進してまいりました。

設備面では、主に既存店の改装・設備更新に注力致しました。ホームセンターでは、小金井店の全面改装を行った他、灯油販売取扱店舗を増やし、利便性の向上に努めました。WILD-1でも小山店の全面改装に着手し、4店舗でリニューアルを実施致しました。また、賃貸契約期間終了によりホームセンター小山店を退店致しました。

営業面では、全般的に期初からの気候変動の影響によるマイナス要因は有ったものの、冬季の早期厳寒はプラス要因となりました。ホームセンター事業では、春先の園芸需要期の低温と空梅雨明け後の長雨、秋終盤のエクステリア需要期での台風到来など、様々な気候変動の影響を受けましたが、冬季はここ数年来の厳しい寒さとなった為、防寒・暖房用品及び灯油の販売が伸び、既存店売上は前年同期を上回る結果となりました。WILD-1事業では、年間を通してキャンプ関連用品が好調だった上、防寒を兼ねた重衣料や関連商品も堅調な動きを見せ、業績の向上に貢献致しました。また、オンライン販売も順調に伸びております。業務スーパー店舗及びオフハウス店舗を中心とした専門店事業においても安定した業績を残しております。

経費面では、ホームセンター小金井店の全面改装に引き続き、新しいコンセプトのショップ「ザ・グリーンコネクション」をホームセンター真岡店で新規開店した他、WILD-1店舗での改装や企業内保育所の新設を行った結果、一部経費の増加要因が発生しましたが、販売促進費の効率化や屋内外照明のLED追加導入等で、販売管理費全体では微増で収まりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は322億74百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益は9億59百万円（前年同期比14.1%増）、経常利益は7億76百万円（前年同期比29.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億16百万円（前年同期比140.2%増）となり、増収増益となりました。

(2) 事業の種類別の概況

[ホームセンター事業]

ホームセンター事業では、当社店舗展開エリア内への競合店の出店ばかりか、ネットショップ等の展開エリア外からの競合、及び大手ドラッグストア等の業態の垣根を超えた競合も加わり、商環境の厳しさは一層高まっており、デフレ傾向は弱まる気配を見せておりません。その様な状況の下、小金井店の全面改装では、地域密着のモデル店舗として、自転車専門店「ネオ・サイクリスタ」やペット専門店「ペット・プラネット」・切花専門店「花屋敷」を新設し、地域需要の深耕に取り組みました。また「花屋敷」を更に発展させ、花とアロマ等を介して心安らぐ屋内グリーン・ライフを提案する「ザ・グリーンコネクション」を真岡店に新設した他、灯油販売所の標準設置化を進め、利便性の向上に努めました。

当連結会計年度は、特に園芸・レジャー関連商材において、気候と需要期のズレが発生したための好不調の波が発生したばかりか、季節外れの台風到来等により、屋外関連商品の販売にも影響が出ました。一方で、終盤では気温の低下の早まりにより、防寒・暖房用品の早期販売に繋がる結果となった上、灯油販売所の増設効果も顕著に現れ、業績向上に貢献致しました。また、ペット関連用品は堅調に推移し、日用品の販売も需要期でのポイントセール投入により、好調に推移致しました。

経費面では、小金井店の全面改装や真岡店「ザ・グリーンコネクション」の新規開店及び小山店の退店による関連費用が発生致しましたが、広告宣伝費等の効率化を進め、経費増加を抑制致しました。

これらの結果、営業収益は181億5百万円（前年同期比1.0%減）、セグメント利益は4億59百万円（前年同期比12.5%減）となりました。

[WILD-1事業]

WILD-1事業では、当連結会計年度を通じて、主力のキャンプ関連用品が安定した業績を上げておりますが、冬季での早期寒波到来・降雪により、防寒関連の重衣料・関連用品用具の需要が高く、アウトドアファッションの流行にも繋がったことで、前年同期を大きく上回る結果となりました。また、前連結会計年度の下期に新規開店した2店舗（越谷レイクタウン店、名古屋守山店）は現在でも好業績を上げております。

キャンプ・レジャーは従来「非日常体験」だけでなく、SNSを利用した「非日常体験の発信と共有」等の楽しみ方が加わって来た事により、多様化したスタイルの中で個性ある商品が求められる傾向にあります。ネットショップのオンライン販売においても、プライベート・ブランドを中心に継続して活況を呈し、中でもグッドデザイン賞を取得したユニークな商品は、新たな需要と期待の開拓に繋がり、業績に貢献しております。

設備面では、多摩ニュータウン店・水戸店・仙台泉店に引き続き、郡山店の改装を行いました。また、小山店では提案・営業力の向上を目指した全面改装に着手するなど、一部経費の増加要因が発生しましたが、販売促進費の効率化や屋内外照明のLED追加導入等により経費の抑制を致しました。

これらの結果、営業収益は79億62百万円（前年同期比12.8%増）、セグメント利益は6億32百万円（前年同期比63.4%増）となりました。

[専門店事業]

専門店事業の内、業務スーパー店舗では、10月よりクレジット販売の取扱いを開始して利便性を高めるなど、新たな取り組みを致しました。また、気候不順からの野菜の高騰を受け、冷凍野菜類の販売が活発化した他、相次いだ食品値上げの対抗策の一つとして活用され、安定成長を続けております。

オフハウス店舗では、同業他社や個人同士でのネット取引が増加傾向にあり、リユース業界の商環境は厳しさを増している中、各店での細かな販促企画や積極買取り策により安定した収益を上げております。営業収益は前年同期と比較して増加し、利益貢献に繋がっております。

これらの結果、営業収益は65億70百万円（前年同期比5.5%増）、セグメント利益は4億49百万円（前年同期比15.9%増）となりました。

[店舗開発事業]

店舗開発事業では、主要な複数の賃貸契約が満了を迎えた事もあり、賃貸収入は減少致しましたが、相対する支払賃料も減少し、収益は改善しております。業績は計画通りに推移しております。

これらの結果、営業収益は5億33百万円（前年同期比19.6%減）、セグメント利益は1億72百万円（前年同期比1.8%増）となりました。

事業の種類別セグメント営業収益

(単位：百万円)

事業	営業収益	前年同期比	構成比
ホームセンター	18,105	99.0%	54.5%
W I L D - 1	7,962	112.8%	24.0%
専門店	6,570	105.5%	19.8%
店舗開発	533	80.4%	1.6%
その他	24	100.2%	0.1%
合計	33,195	102.9%	100.0%

(注) 1. 事業の種類別セグメントの構成内容は、次のとおりであります。

(1) ホームセンター……(DIY用品、家庭用品、カー・レジャー用品、文具、食品等)

(2) W I L D - 1……(アウトドアライフ用品等)

(3) 専門店……(リユース商品、業務用食材、飲食店等)

(4) 店舗開発……(不動産賃貸、アミューズメント施設等)

(5) その他……(子会社の経営する不動産事業及び保険代理店業務等)

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資額（有形固定資産、無形固定資産、長期前払費用を含む）は、4億54百万円でありました。その主なものは、ホームセンター真岡店（栃木県真岡市）への「ザ・グリーンコネクション」新設、ホームセンター小金井店（栃木

県下野市)の改装、ホームセンター茂木店(栃木県芳賀郡)、小川店(栃木県那須郡)、那珂店(茨城県那珂市)への灯油販売所新設、ホームセンター烏山店(栃木県那須烏山市)の土地取得であります。これらの設備投資の所要資金は、自己資金、借入金及びリース契約により充ちいたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達について、その所要資金は借入によりまかませんでした。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、政府の経済対策により、企業の収益や雇用環境の改善が見られるものの、個人所得の上昇や消費マインドの回復については依然として緩やかであり、デフレからの脱却についても道半ばの状況となっております。また、米国や欧州、ならびに東アジアでの政治・経済的混乱などの懸念要素も増加しており、予断が許されない状況となっております。

このような環境の中、当社グループ各々の業態における事業コンセプトに基づき、商品構成の改善や店舗リニューアルを実施しながら、既存店の競争力を向上させることによって、当社ドミナントエリアにおける深耕をさらに深め、オンリーワンの価値創造を目指してまいります。

また、生産性の向上と効率的なキャッシュ・フロー経営に努めることによって、各ステークホルダーの満足度を高めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別		第 41 期		第 42 期		第 43 期		第 44 期	
	(自	至	(自	至	(自	至	(自	至	(自	至
売上高(百万円)			30,789		30,841		31,198		32,274	
経常利益(百万円)			672		753		600		776	
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)			324		347		173		416	
1株当たり当期純利益			21円95銭		23円46銭		23円56銭		58円11銭	
総資産(百万円)			25,723		25,631		26,322		26,253	
純資産(百万円)			5,557		5,903		6,047		6,305	

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(自己株式数を控除した株式数)に基づき算出しております。
2. 平成29年9月1日付けで普通株式2株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第43期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別			
	第 41 期 (自 平成26年3月1日 至 平成27年2月28日)	第 42 期 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	第 43 期 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	第 44 期 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
売 上 高 (百万円)	30,772	30,820	31,181	32,257
経 常 利 益 (百万円)	657	737	588	762
当 期 純 利 益 (百万円)	317	335	164	406
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	21円46銭	22円68銭	22円40銭	56円78銭
総 資 産 (百万円)	25,515	25,497	26,197	26,136
純 資 産 (百万円)	5,551	5,866	6,010	6,263

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。
2. 平成29年9月1日付けで普通株式2株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第43期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社茨城カンセキ	20百万円	100%	不動産の管理
株式会社バーン	30百万円	100%	保険代理店の経営

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (平成30年2月28日現在)

ホームセンター事業……DIY用品、家庭用品、カー・レジャー用品、文具、食品等の販売
 W I L D - 1事業……アウトドアライフ用品等の販売
 専門 店 事 業……リユース商品等の販売、業務用食材等の販売、飲食店の経営
 店 舗 開 発 事 業……不動産の賃貸、アミューズメント施設の運営

(9) 主要な事業所等 (平成30年2月28日現在)

株式会社カンセキ	本 社	栃木県宇都宮市
	ホームセンター事業	栃木県 (19店舗)・茨城県 (3店舗) 福島県 (2店舗)・埼玉県 (1店舗) 群馬県 (1店舗)
	W I L D - 1 事 業	栃木県 (3店舗)・宮城県 (2店舗) 群馬県 (2店舗)・埼玉県 (3店舗) 東京都 (2店舗)・茨城県 (2店舗) 千葉県 (1店舗)・福島県 (1店舗) 京都府 (1店舗)・神奈川県 (1店舗) 愛知県 (1店舗)
	専門 店 事 業	(食品販売事業) 栃木県 (15店舗) (リユース事業) 栃木県 (6店舗)・群馬県 (1店舗) 福島県 (1店舗)・茨城県 (1店舗) (飲食事業) 栃木県 (3店舗)
	店 舗 開 発 事 業	福島県・栃木県・茨城県・東京都
	物 流 セ ン タ ー	栃木県宇都宮市
	株式会社茨城カンセキ (子 会 社)	本 社
	賃 貸 店 舗 等	茨城県 (2ヶ所)
株 式 会 社 バ ー ン (子 会 社)	本 社	栃木県宇都宮市

(10) 使用人の状況（平成30年2月28日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
346名	5名減

（注） 使用人数には準社員128名、パートタイマー232名（最近1年の平均雇用人員）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	307名	3名減	46.5歳	22.8年
女性	39名	2名減	38.8歳	15.4年
合計又は平均	346名	5名減	45.7歳	22.0年

（注） 使用人数には準社員128名、パートタイマー232名（最近1年の平均雇用人員）は含んでおりません。

(11) 主要な借入先（平成30年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社足利銀行	5,099 ^{百万円}
株式会社栃木銀行	4,688
株式会社群馬銀行	1,073

(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 25,500,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,050,000株 (自己株式970,433株を含む)
 (3) 株主数 1,690名 (前事業年度末比160名増)
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
服部商会株式会社	2,179,550株	30.79%
服部京子	1,457,500	20.59
千葉ゆきえ	459,300	6.49
服部正吉	282,350	3.99
服部良江	259,300	3.66
カンセキ社員持株会	211,100	2.98
DCMカーマ株式会社	143,000	2.02
株式会社足利銀行	122,000	1.72
株式会社栃木銀行	115,500	1.63
カンセキ取引先持株会	102,605	1.45

- (注) 1. 平成30年2月28日現在の株主名簿によるものであります。
 2. 当社は、自己株式970,433株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年9月1日付で単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）、株式併合（2株を1株に併合）及び発行可能株式総数の変更（51,000,000株から25,500,000株に変更）を実施しました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権 平成27年5月28日 取締役会	第2回新株予約権 平成28年5月26日 取締役会	第3回新株予約権 平成29年5月25日 取締役会
発行日	平成27年6月12日	平成28年6月10日	平成29年6月9日
取締役(社外取締役を除く)の保有状況	407個(5名)	484個(5名)	286個(5名)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式20,350株(注)2	普通株式24,200株(注)2	普通株式14,300株(注)2
新株予約権の払込金額	1個につき25,200円	1個につき22,200円	1個につき36,300円
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円	1株あたり1円
権利行使期間	平成27年6月13日から 平成57年6月12日まで	平成28年6月11日から 平成58年6月10日まで	平成29年6月10日から 平成59年6月9日まで

- (注) 1. 新株予約権の行使の条件：新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
2. 平成29年9月1日付の株式併合(2株を1株に併合)の実施に伴い、新株予約権の目的となる当社普通株式の数を調整しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

	第3回新株予約権 平成29年5月25日 取締役会
発行決議日	平成29年5月25日
子会社の役員への交付状況	32個(1名)
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式1,600株(注)2
新株予約権の払込金額	1個につき36,300円
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円
権利行使期間	平成29年6月10日から平成59年6月9日まで

- (注) 1. 新株予約権の行使の条件：新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
2. 平成29年9月1日付の株式併合(2株を1株に併合)の実施に伴い、新株予約権の目的となる当社普通株式の数を調整しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川 静夫	営業本部長兼WILD-1事業部長 (株)茨城カンセキ 代表取締役社長 (株)バーン 代表取締役社長
専務取締役	高橋 利明	管理本部長
常務取締役	星 一成	コンプライアンス担当兼内部統制監査室長
常務取締役	梅野 寛実	店舗開発部長
取締役	大田垣 一郎	ホームセンター事業部長兼商品部長
取締役	小林 美晴	小林法律事務所所長
取締役	藤沼 千春	
常勤監査役	池田 竜二	
監査役	芳村 武夫	
監査役	横山 幸子	横山法律事務所所長

- (注) 1. 取締役小林美晴氏及び藤沼千春氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役芳村武夫氏及び横山幸子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役小林美晴氏、藤沼千春氏及び監査役芳村武夫氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限定としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	82,522千円 (6,450千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	12,700千円 (4,950千円)
合 計	10名	95,222千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成2年5月30日開催の第16期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成4年5月28日開催の第18期定時株主総会において年額17,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役10,472千円)を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	小 林 美 晴	当事業年度開催の取締役会に13回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	藤 沼 千 春	当事業年度開催の取締役会に13回全てに出席し、必要に応じ、総務・人事分野における豊富な専門知識や見識、また、経営者としての高度な業務経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	芳 村 武 夫	当事業年度開催の取締役会に13回中12回及び監査役会4回全てに出席し、必要に応じ、主に社外の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	横 山 幸 子	当事業年度開催の取締役会に13回中8回及び監査役会4回中3回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持につき必要な発言を適宜行っております。

- ⑤ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	29,000千円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額についてはこれらの合計額を記載しております。なお、金額は消費税等抜き金額であります。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	6,899,377	流動負債	12,098,433
現金及び預金	1,103,550	支払手形	414,177
売掛金	263,154	買掛金	2,118,733
商貯蔵品	5,109,418	電子記録債権	682,914
前払費用	12,823	短期借入金	3,798,701
繰延税金資産	9,407	1年内返済予定の長期借入金	3,832,512
1年内回収予定の差入保証金	181,452	リース負債	121,981
そのものの引当金	134,487	未払費用	86,887
固定資産	50,186	未払法人税等	291,304
有形固定資産	19,354,366	未払消費税	229,166
建物	△208	前受り	130,280
構築物	16,212,578	設備関係支払手形	38,694
機械装置	3,191,472	ポイント引当金	18,124
車両運搬具	352,977	固定負債	14,553
器具備品	0	長期借入金	262,303
土地	143	リース負債	58,099
建物仮勘定	51,589	役員退職慰労引当金	7,849,851
無形固定資産	12,275,176	退職給付に係る負債	6,622,841
借地権	316,778	資産除去債務	267,016
商標	24,440	長期預り敷金保証金	28,340
ソフトウエア	653,782	負債合計	19,948,285
リース資産	443,368	〔純資産の部〕	
その他の資産	4,843	株主資本	5,912,241
投資有価証券	155,246	資本剰余金	1,926,000
出資及び保証金	28,595	利益剰余金	1,864,000
長期前払費用	21,729	自己株式	2,604,666
繰延税金資産	2,488,004	その他の包括利益累計額	△482,425
そのものの引当金	788,776	その他有価証券評価差額金	361,174
繰延税金資産	111	退職給付に係る調整累計額	362,139
長期前払費用	1,626,677	新株予約権	△965
繰延税金資産	3,442	純資産合計	6,305,457
そのものの引当金	25,318	負債・純資産合計	26,253,743
繰延税金資産	43,678		
そのものの引当金	△0		
資産合計	26,253,743		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	32,274,759
売上原価	23,164,750
営業利益	9,110,008
営業収入	920,887
営業総利益	10,030,895
販売費及び一般管理費	9,071,143
営業外利益	959,752
受取利息配当金	15,557
補助金収入	28,477
保険金の収入他	11,130
営業外費用	7,223
支払利息	234,048
支払手数料	1,800
その他	9,411
経常利益	245,260
特別利益	776,881
投資有価証券売却益	10,454
補助金収入	26,236
特別損失	36,690
固定資産売却損	3,006
固定資産除却損	16,310
固定資産圧縮損	27,075
賃借契約解約損	189
減損	59,223
税金等調整前当期純利益	105,804
法人税、住民税及び事業税	707,768
法人税等調整額	275,437
当期純利益	291,303
親会社株主に帰属する当期純利益	416,464
	416,464

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,926,000	1,864,000	2,245,886	△322,825	5,713,061
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△57,683		△57,683
親会社株主に帰属する当期純利益			416,464		416,464
自 己 株 式 の 取 得				△159,600	△159,600
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	358,780	△159,600	199,180
当連結会計年度期末残高	1,926,000	1,864,000	2,604,666	△482,425	5,912,241

項目	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	310,275	3,672	313,947	20,398	6,047,407
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△57,683
親会社株主に帰属する当期純利益					416,464
自 己 株 式 の 取 得					△159,600
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	51,863	△4,637	47,226	11,643	58,870
連結会計年度中の変動額合計	51,863	△4,637	47,226	11,643	258,050
当連結会計年度期末残高	362,139	△965	361,174	32,041	6,305,457

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	6,834,170	流動負債	12,072,509
現金及び預金	1,034,325	支払手形	414,177
有価証券	263,154	買掛金	2,118,733
貸倒引当金	5,109,418	電子記録債権	682,914
	12,823	短期借入金	3,798,701
	9,347	1年内返済予定の長期借入金	3,812,472
	185,846	リース負債	121,981
	134,487	未払金	86,781
	50,186	未払費用	291,263
	34,789	未払法人税等	226,262
	△208	未払消費税等	127,345
		預り金	39,795
		ポイント引当金	18,122
		その他の引当金	262,303
固定資産	19,302,322	固定負債	7,800,383
有形固定資産	16,096,056	長期借入金	6,559,611
建物	3,082,957	リース負債	267,016
構築物	347,354	退職給付引当金	582,793
機械運搬具	0	役員退職慰労引当金	28,340
車両器具	143	資産除去費	141,679
土壌改良費	51,589	長期預り金	220,944
建設仮勘定	12,272,793	負債合計	19,872,893
無形固定資産	653,782	〔純資産の部〕	
借入金	443,368	株主資本	5,869,418
商標	4,843	資本金	1,926,000
ソフトウエア	155,246	資本剰余金	1,864,000
リース資産	28,595	資本準備金	1,864,000
その他の資産	21,729	利益剰余金	2,561,843
投資その他の資産	2,552,482	利益準備金	199,240
投資有価証券	788,776	その他利益剰余金	2,362,603
関係会社株	50,000	別途積立金	300,000
敷金及び保証金	1,641,677	繰越利益剰余金	2,062,603
長期前払費用	3,442	自己株式	△482,425
繰延税金資産	24,896	評価・換算差額等	362,139
貸倒引当金	43,689	その他有価証券評価差額金	362,139
	△0	新株予約権	32,041
資産合計	26,136,492	純資産合計	6,263,599
		負債・純資産合計	26,136,492

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		32,257,314
売 上	原 価		23,164,750
営 業 上 原 総 利 益	収 入		9,092,563
営 業 上 原 総 利 益	収 入		934,611
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		10,027,174
営 業 外 収 益	配 当 金	15,555	9,081,975
受 取 利 息	配 当 金	15,555	945,198
補 助 金	収 入	28,477	
保 険 金	収 入	11,130	
そ の 他	収 入	7,167	62,330
営 業 外 費 用	利 息	233,339	
支 払 手 数	利 息	1,800	
支 払 手 数	利 息	9,411	244,551
特 別 常 利 益	利 益		762,978
特 別 常 利 益	利 益		762,978
投 資 有 価 証 券 売 却 益 入	配 当 金	10,454	
投 資 有 価 証 券 売 却 益 入	配 当 金	26,236	36,690
特 別 損 失	損 失		
固 定 資 産 売 却 損	損 失	3,006	
固 定 資 産 除 却 損	損 失	16,310	
固 定 資 産 圧 縮 損	損 失	27,075	
賃 借 契 約 解 約 損	損 失	189	
減 損	損 失	59,223	105,804
税 引 前 当 期 純 利 益	純 利 益		693,864
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	税 額	271,037	
法 人 税	税 額	15,865	286,903
当 期 純 利 益	純 利 益		406,961

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年 3月 1日から
平成30年 2月28日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 別途積立金	利益剰余金合計 繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	1,926,000	1,864,000	1,864,000	199,240	300,000	1,713,326	2,212,566	△322,825	5,679,741
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△57,683	△57,683		△57,683
当期純利益						406,961	406,961		406,961
自己株式の取得								△159,600	△159,600
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	349,277	349,277	△159,600	189,676
当事業年度期末残高	1,926,000	1,864,000	1,864,000	199,240	300,000	2,062,603	2,561,843	△482,425	5,869,418

項目	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当事業年度期首残高	310,275	310,275	20,398	6,010,415
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△57,683
当期純利益				406,961
自己株式の取得				△159,600
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	51,863	51,863	11,643	63,507
事業年度中の変動額合計	51,863	51,863	11,643	253,183
当事業年度期末残高	362,139	362,139	32,041	6,263,599

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年4月24日

株式会社 カン セ キ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鳥 羽 正 浩 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カンセキの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カンセキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年4月24日

株式会社 カン セ キ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 居 伸 浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳥 羽 正 浩 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カンセキの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役その他使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月26日

株式会社 カンセキ 監査役会

常勤監査役	池田	竜二	Ⓞ
社外監査役	芳村	武夫	Ⓞ
社外監査役	横山	幸子	Ⓞ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

第44期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたく存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円00銭といたしたく存じます。
なお、この場合の配当総額は、28,318,268円となります。
- ③ 剰余金の配当の効力を生じる日
平成30年5月25日といたしたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下「改正会社法」といいます。)により創設された「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行なうものであります。加えて、重要な業務執行の決定を機動的に行なうため、取締役会の決議により、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等ではない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮できるように、損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、現行定款第26条第2項の変更を行なうものであります。なお、本改正に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記の新設、変更および削除に伴う条数の整備、その他所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第2条 (条文省略) (機関)</p> <p>第3条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>第4条 ～ 第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数および選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 (新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 3. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 4. 第2項の選任決議は、累積投票によらないものとする。 	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第2条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第3条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人 <p>第4条 ～ 第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数および選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> 3. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 4. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 5. <u>第3項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員、または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を1名以上選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長を選定する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から代表取締役を1名以上選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役社長を選定する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u> の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 執行役員 (執行役員および定員)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役および監査役会 (員数および選任方法)</p> <p>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">4. 2項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第31条 監査等委員会に関するその他の事項は法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 執行役員 (執行役員および定員)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集)</u> <u>第31条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u> <u>2. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第32条 監査役会に関するその他の事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第35条 ～ 第37条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第40条 ～ 第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第33条 ～ 第35条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第38条 ～ 第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>当社は、<u>監査等委員会設置会社移行前の監査役</u> (<u>監査役であったものを含む。</u>) の、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	はせがわ しず お 長谷川 静 夫 (昭和24年8月18日生)	昭和54年6月 当社入社 昭和60年3月 当社経営企画室長 平成2年5月 当社取締役経営企画部長 平成5年5月 当社常務取締役開発本部長 平成12年3月 当社常務取締役ホームセンター事業部長 平成13年11月 当社取締役副社長兼ホームセンター事業部長 平成19年5月 当社代表取締役副社長兼経営企画部長 平成19年5月 当社代表取締役社長兼経営企画部長、総務部・経理部管掌 平成19年5月 株式会社茨城カンセキ代表取締役社長(現任) 平成19年9月 当社代表取締役社長、経理部・総務部管掌 平成19年9月 株式会社バーン代表取締役社長(現任) 平成20年3月 当社代表取締役社長兼経営企画部長、管理部管掌 平成22年3月 当社代表取締役社長兼営業本部長兼WILD-1事業部長 平成30年5月 当社代表取締役会長(現任)	56,200株
2	おおた がき いち ろう 大田 垣 一 郎 (昭和37年12月11日生)	昭和61年4月 当社入社 平成19年3月 当社商品部次長兼H1グループ課長 平成21年2月 当社商品部長兼商品1課長 平成23年3月 当社ホームセンター事業部長兼商品部長 平成24年5月 当社取締役ホームセンター事業部長兼商品部長 平成30年5月 当社代表取締役社長兼営業本部長兼ホームセンター事業部長(現任)	6,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	たか はし とし あき 高橋利明 (昭和32年9月30日生)	昭和59年5月 当社入社 平成14年3月 当社経理部次長兼会計課長 平成17年6月 当社経理部長兼会計課長 平成18年6月 当社執行役員経理部長兼会計課長 平成20年5月 当社取締役管理部長 平成22年3月 当社取締役経理部長、総務部管掌 平成22年5月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長 平成27年6月 当社専務取締役管理本部長兼経理部長 平成28年5月 当社専務取締役管理本部長兼総務部長 平成29年3月 当社専務取締役管理本部長 (現任)	5,800株
4	ほし かず なり 星一成 (昭和40年3月19日生)	平成元年7月 当社入社 平成15年3月 当社WILD-1事業部次長兼営業企画課長 平成18年6月 当社執行役員WILD-1事業部長兼商品課長 平成19年5月 当社取締役WILD-1事業部長 平成20年3月 当社取締役営業本部長兼ホームセンター事業部長 平成21年9月 当社取締役経営企画部長 平成21年10月 当社常務取締役経営企画部長 平成25年3月 当社常務取締役コンプライアンス担当兼内部統制監査室長 (現任)	12,800株
5	うめ の ひろ み 梅野寛実 (昭和36年4月14日生)	昭和59年4月 当社入社 平成19年3月 当社経営企画部次長兼開発管理課長 平成21年3月 当社店舗開発部長兼開発管理課長 平成21年10月 当社WILD-1事業部長 平成22年5月 当社取締役店舗開発部長 平成27年6月 当社常務取締役店舗開発部長 (現任)	14,700株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。また、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	いけだ りゅうじ 池田 竜二 (昭和30年5月10日生)	昭和54年4月 当社入社 平成9年9月 当社WILD-1事業部次長兼店舗企画課長 平成15年4月 当社総務部次長兼総務課長 平成22年3月 当社内部統制監査室長 平成25年3月 当社専門店事業部長 平成28年5月 当社常勤監査役(現任)	11,000株
2	こばやし よしはる 小林 美晴 (昭和20年11月24日生)	昭和48年9月 司法試験合格 昭和51年4月 検事任官 平成元年8月 検事退官 平成元年10月 弁護士登録(現任) 平成元年10月 小林法律事務所開業、同所長(現任) 平成9年5月 当社監査役 平成18年5月 当社取締役(現任)	一株
3	よしむら たけお 芳村 武夫 (昭和18年2月18日生)	昭和36年4月 栃木県警察官 平成13年3月 栃木県警察本部生活安全部長 平成15年3月 同本部退職 平成16年4月 社会福祉法人栃木県済生会宇都宮病院参与 平成16年5月 当社監査役(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	横山幸子 (昭和31年2月10日生)	昭和53年4月 株式会社足利銀行入行 昭和54年8月 同行退職 昭和60年10月 司法試験合格 昭和63年4月 検事任官 平成5年3月 検事退官 平成5年4月 弁護士登録(現任) 平成7年8月 横山法律事務所開業、同所長(現任) 平成18年5月 当社監査役(現任)	一株
5	藤沼千春 (昭和34年11月28日生)	昭和57年4月 株式会社東武宇都宮百貨店入社 平成17年3月 同社人事部長 平成22年3月 同社人事部長兼改革推進部長 平成23年6月 同社取締役人事部長兼改革推進部長 平成25年6月 同社取締役総務部長兼人事部長 平成27年5月 同社退社 平成28年5月 当社取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小林美晴氏、芳村武夫氏、横山幸子氏及び藤沼千春氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 小林美晴氏を社外取締役候補者とした理由
小林美晴氏は、法律の専門家としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行っていただいております。これまで社外取締役となること以外の方法では会社の経営に関与していませんが、高度な専門的知識と法務の実務に通じていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となり、社外監査役を含めた在任期間は21年となります。
4. 芳村武夫氏を社外取締役候補者とした理由
芳村武夫氏は、現在、社外監査役として、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正に当社が社会において果たす役割を認識し、適法性確保に実務経験で培われた実力を発揮していただいております。これまで社外監査役となること以外の方法では会社の経営に関与していませんが、各種のリスクマネジメントに関する豊富な経験と高い見識を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。

5. 横山幸子氏を社外取締役候補者とした理由
横山幸子氏は、法律の専門家としての幅広い実績と識見に基づき、現在、社外監査役として、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、公正に当社が社会において果たす役割を認識し、適法性確保に実務経験で培われた実力を発揮していただいております。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
6. 藤沼千春氏を社外取締役候補者とした理由
藤沼千春氏は、総務・人事分野における豊富な専門的知識や見識、また、経営者としての高度な業務経験を当社の経営に反映していただいております。また、経営に対する適切な監督を行なっていることから社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は、小林美晴、芳村武夫及び藤沼千春の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。また、横山幸子氏につきましても東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社は、小林美晴、芳村武夫、横山幸子及び藤沼千春の4氏との間で、当社定款に基づき法令の定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、4氏の選任が承認された場合、4氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成2年5月30日開催の第16期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額180,000千円以内と定めること、及び各取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするものとさせていただきたいと存じます。

また、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名（内、社外取締役は0名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。監査等委員である取締役は、従来監査役が行っていた監査業務に加え、取締役として取締役会の決議に参加し、取締役による業務執行の監督を行なうなどの職務を担うことから、その職務にふさわしい報酬水準といたしたく存じます。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額40,000千円以内と定めること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするものとさせていただきたいと存じます。

現在の監査役は3名ですが、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（内、社外取締役は4名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的内容決定の件

取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てること（以下、「旧報酬」という。）につき、平成27年5月28日開催の第41期定時株主総会において決議いただき、今日に至っておりますが、本議案は、当社が第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、旧報酬を廃止したうえで改めて監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てること（以下、「新報酬」という。）につき、ご承認をお願いするものであります（なお、本議案は、本定時株主総会までに旧報酬として取締役が発行済の新株予約権に影響を与えるものではありません）。

新報酬の目的及び第5号議案における報酬等の額の内訳として設定することは旧報酬と同様であり、株主の皆様と株価上昇のメリットのみならず、株価下落リスクを共有することによって、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件」でご提案しております。取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額である年額180,000千円以内の範囲内で、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力及び第5号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件」に係る決議の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての内容は、次のとおりであります。

記

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は750個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本定時株主総会終結の時以降、当社子会社の取締役に対しても上記と同内容の新株予約権を取締役会決議により発行する予定であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 栃木県宇都宮市西川田本町三丁目1番1号
本社ビル2階 多目的ホール
電話 028(658)8123



交通のご案内 JR宇都宮駅よりタクシーで約30分
東武宇都宮線西川田駅より徒歩約10分
東北自動車道鹿沼インターより車で約20分